

平成28年度 国民健康保険特別会計

歳入歳出差額一覧表

(単位：千円)

区分	予算①	執行済額②	今後見込額③	決算見込額②+③=④
歳入	6,463,404	4,990,162	500	4,990,662
歳出	6,463,404	6,390,928	630	6,391,557
差額	0	△1,400,766	△130	△1,400,895

平成28年度の国保特会は歳入見込額から歳出見込額を差し引いた14億89万円余が赤字決算見込となるため平成29年度予算から平成28年度へ繰り上げて充てます。また、高額療養費制度の見直しに伴うシステム改修費用も含まれています。

国民健康保険特別会計赤字決算見込により補正増

臨時会  
5月26日  
開催

補正  
予算  
可決

5割軽減	計算式 (被保険者数3人世帯の場合)	所得額
改正前	33万円+(26.5万円×3人)	1,125千円
改正後	33万円+(27万円×3人)	1,140千円

2割軽減	計算式 (被保険者数3人世帯の場合)	所得額
改正前	33万円+(48万円×3人)	1,770千円
改正後	33万円+(49万円×3人)	1,800千円

低所得者の軽減措置対象を拡大するため5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準を改正をします。  
●5割軽減の減額基準について、被保険者数に乘すべき金額を26.5万円から27万円に改正します。  
●2割軽減の減額基準について、被保険者数に乘すべき金額を48万円から49万円に改正します。

条例  
全会一致  
で可決

国保軽減判定基準  
改正により低所得  
者の軽減拡充

ひとり親世帯以外の世帯

第2子 → 半額  
第3子以降 → 無料



非課税世帯ひとり親世帯等

第1子 → 保育料減額  
第2子以降 → 無料



年収360万円未満相当の世帯で兄弟の年齢に関わらず、保育所入所児童が第2子以降であれば保育料が軽減されます。

特定保育・特定地域型保育施設、住民税非課税世帯第2子無償化、低所得者、多子世帯の保育料軽減

町民税所得割が77,100円以下  
第1子 → 3,000円  
第2子以降 → 無料



町民税非課税世帯  
(所得割非課税含む)  
第2子以降 → 無料



国の制度改正に伴い、町民税非課税世帯の幼稚園保育料が軽減されます。

南風原町立幼稚園保育料  
非課税世帯第2子以降無料化